

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月26日

【会社名】 丸紅建材リース株式会社

【英訳名】 Marubeni Construction Material Lease Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 教 博

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園2丁目4番1号

【電話番号】 (03)5404 8200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 猪 田 忠

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝公園2丁目4番1号

【電話番号】 (03)5404 8200(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 猪 田 忠

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
丸紅建材リース株式会社 北関東支店
(埼玉県さいたま市浦和区高砂2丁目10番3号
イチカワビルV内)
丸紅建材リース株式会社 千葉支店
(千葉県市原市八幡海岸通11番地1)
丸紅建材リース株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市中区住吉町1丁目12番地5
横浜エクセレントビル内)
丸紅建材リース株式会社 札幌支店
(北海道札幌市中央区南1条西6丁目15番1
札幌あおばビル内)
丸紅建材リース株式会社 東北支店
(宮城県仙台市若林区清水小路6番地の1
東日本不動産仙台ファーストビル内)
丸紅建材リース株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区栄2丁目2番12号NUP伏見ビル内)
丸紅建材リース株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市西区靱本町1丁目8番2号
コットンニッセイビル内)
丸紅建材リース株式会社 九州支店
(福岡県福岡市中央区清川1丁目9番19号渡辺通南ビル内)
(注)上記の丸紅建材リース株式会社札幌支店、東北支店及び九州支店
は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、
投資家の便宜を考慮し縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

平成27年6月24日開催の当社第47回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額200,047,152円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

取締役および監査役が期待される役割を十分発揮できるように、会社法第426条および第427条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、定款に第28条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）の規定を新設する。

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として清水教博、齊藤正視、岡本達哉、浦井芳彦、猪田忠、中嶋義雄、井ノ上雅弘の7名を選任する。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として黒田崇を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の配当の件	26,549	597	0	(注)1	可決(96.87%)
第2号議案 定款一部変更の件	23,889	3,257	0	(注)2	可決(87.16%)
第3号議案 取締役7名選任の件				(注)3	
清水 教博	26,925	221	0		可決(98.24%)
齊藤 正視	26,988	158	0		可決(98.47%)
岡本 達哉	26,993	153	0		可決(98.49%)
浦井 芳彦	26,993	153	0		可決(98.49%)
猪田 忠	26,993	153	0		可決(98.49%)
中嶋 義雄	26,993	153	0		可決(98.49%)
井ノ上 雅弘	22,273	4,873	0		可決(81.27%)
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)3	
黒田 崇	22,064	5,082	0		可決(80.50%)

- (注) 1. 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
 2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
 3. 第3号議案、及び第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上